

令和 8 年 第 1 回 (3 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和8年第1回（3月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 1 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第 3 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	3
報告第 4 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	4
報告第 5 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	5
報告第 6 号	専決処分の報告について（公用自動車による塀損傷事故）……	6
報告第 7 号	専決処分の報告について（市立小学校の樹木の落枝による自 動車の運転席のドア部分破損事故）……………	7

報告第 1 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和6年12月6日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市領家4丁目8番12号先路上 |
| 4 損害賠償の相手方 | 東京都葛飾区所在
株式会社A |
| 5 損害賠償の額 | 49,748円 |

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 2 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年5月2日
- 3 事故発生場所 川口市戸塚5丁目17番32号 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 49歳
- 5 損害賠償の額 120,000円

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 3 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年6月16日
- 3 事故発生場所 川口市坂下町1丁目6番12号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 40歳
- 5 損害賠償の額 115,871円

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 4 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和7年6月30日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市大字藤兵衛新田290番地地内 |
| 4 損害賠償の相手方 | さいたま市所在
株式会社B |
| 5 損害賠償の額 | 96,250円 |

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 5 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年8月4日
- 3 事故発生場所 川口市戸塚6丁目16番9号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 56歳
- 5 損害賠償の額 98,766円

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 6 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による塀損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年9月4日
- 3 事故発生場所 川口市大字安行慈林748番地の5
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 64歳
- 5 損害賠償の額 78,100円

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 7 号

専決処分の報告について

市立小学校の樹木の落枝による自動車の運転席のドア部分破損事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 市立小学校の樹木の落枝による自動車の運転席のドア部分破損事故
- 2 事故発生年月日 令和7年3月11日
- 3 事故発生場所 川口市立在家小学校 駐車場
- 4 損害賠償の相手方 さいたま市在住
男 性
- 5 損害賠償の額 559,169円

令和8年1月28日

川口市長 奥ノ木 信夫